

利益創作とキャッシュ

— 会計不正の事例検証 —

Earnings Fabrication and Cash Flows—Accounting Fraudulent

木村 敏夫*

Toshio Kimura

業績不振会社は、業績指標を隠蔽する傾向に在る。業績指標として利用される指標は「利益指標」が主であり、不正に利益を創作する方法を取り、業績不振を覆い隠す。キャッシュは操作等が困難な指標で在る。このことから、創作利益とキャッシュの相関は存在しない可能性が在る。

キーワード：会計不正、収益・利益創作、キャッシュフロー、循環取引、会計監査

序

資本市場に開示される企業財務情報に不正処理、会計不正が行われている事例が散見する。会計不正は、「企業」の事業活動を認識、測定、その結果を報告する「企業会計」の仕組に操作を加えた企業財務情報の開示で在る。企業は「業績」不振に陥るとその事実を隠蔽する傾向に在る。業績不振を隠すために行われた会計不正が企業の経営破綻後等に判明する。この点から、会計不正は、主に業績不振を隠蔽する方法で在ると仮定できる。

企業の業績指標は「企業会計」の枠組から算定される「報告損益」、特に「経常損益」に重点を置くことが既知で在る。企業は経済活動の成果として「報告利益」を計上されることに目標が在る。報告利益の計上は、「報告損失」の計上を回避することと連関する。業績指標が報告損益に在ると前提するならば、会計不正は、主に「報告損失」計上を回避するために、「報告利益を創作」することに在る。業績不振の指標を単に「報告損失の計上」に求めることが許容される。

会計不正は報告損失を計上することを回避する企業行動とも言い換えられる。損失計上の回避は、資本市場等の業績指標が企業会計の仕組みから算定される「利益」に在る証左でも在る。利益創作の不正は、収益（売上高等）の期間帰属等による「利益管理」(earnings management)ではなく、架空収益を創作し、営業債権、報告利益の創作等を行う。

本論は業績指標とされる「利益の創作可能性」を検証する。検証に利用する情報は、業績不振会社（主に、経営破綻会社の財務指標）、業績不振を隠蔽することなく開示する会社、業績不振の

隠蔽を試みた会社（主に、循環取引による収益創作会社）の開示情報（経営破綻後等、会計不正が行われ明らかになる等、訂正情報が開示されている会社は限られている）を利用して、利益創作情報の判別可能性を検証する。

I. 収益創作と循環取引

収益・利益を創作する方法に循環取引（架空取引）が在る。企業会計の枠組から算出される利益とキャッシュ情報には、利益の操作・創作可能性とキャッシュの操作困難性の特徴を持つと主張される。このキャッシュと利益の相互関連を、循環取引を利用することで財務報告に顕在した情報から検証する¹⁾。キャッシュが操作・創作が困難で在ると検証されるならば、キャッシュ指標を利用することは会計不正を予防するに繋がる。

企業財務情報を組成する企業会計の枠組が「報告利益」の算定を「期間収益から期間費用を控除した残額」と前提するならば（源泉別に区分する）、「収益と費用」の構成項目を操作、創作することで報告利益を操作、創作することが可能となる。報告利益を創作する方法として最も利用される方法が「収益」（売上）の創作で在る。

循環取引を利用した収益・利益創造は、メディア・リンクス²⁾、加ト吉³⁾、ニイウスコー⁴⁾、メルシャン⁵⁾、プロジューズ⁶⁾、インデックス⁷⁾等で発覚している。循環取引は、業績不振を隠蔽する会計不正の常套手段と目され、会計監査人による会計監査でも発見することが困難とされる⁸⁾。会計監査人に対して、被監査会社が会計不正を行い「虚偽の説明及び偽造された内部保管証拠等を疑うことなく信じ、十分かつ適切な監査証拠を入手しないまま、本件売上の実在性について問題がないものと判断した」（金融庁：平成23年7月7日：監査法人及び公認会計士処分の処分等について）と循環取引の注意喚起をしている。しかし、再度、繰返された。循環取引は会計不正、粉飾の常套手段である。限られた諸制限のなかで、会計監査人が循環取引を追跡調査することは困難と思われる。会社の「益出」行動として循環取引が蔓延している可能性を示す。

収益創作に利用される「循環取引は、複数の取引先と架空の取引を相互に計上し、相互に収益（利益）を創作する」方法で在る。架空取引の起点者が循環の起点となり、取引関与者が順繰りに架空取引を行い、起点者に戻る（循環が繰返される場合も在る）。取引関与者は意図的に相互取引を仕組み、正常な取引条件を整えているように見える。循環取引に関与する当事者が多く成ればなるほど、取引が混沌とし、取引事実の判明を困難にする。

5社（取引の起点となるA社からA社に至る）が関連する一循環の循環取引を想定する（表1）。A社は仕入値に20%の利幅を加えた価格（S）でB社に販売する。B社はC社にA社から仕入れた商品に2%の利幅（ π ）を加えてC社（p）に販売する（ $S(1+\pi)^n = p$ ）。この取引が循環取引に参加する会社で順繰りに行われる。取引関係会社は「売上」（収益）を計上し、利幅相当の「利益」が生じると想定できる⁹⁾。関与会社は収益・利益の計上、資産の評価額（受取債権・棚卸資産）

を調整することを余儀なくされることも在る。最終的に、循環取引は崩壊し、循環取引による損失等は循環取引開始会社が負担する。

循環取引は、通常、製商品等の移動はなく（取引対象品の売買移転が存在しない。取引先は在

表 1. 循環取引一巡の想定

会社名	仕入値	利幅	売値(売上高)	利益額	取引日	利益帰属の調整	支出額
A	10,000	20%	12,000	2,000	1/1	当期	A～E社まで 代金決済は 行われない 場合と行う 場合がある。
B	12,000	2%	12,240	240	6/1		
C	12,240	2%	12,485	245	11/1		
D	12,485	2%	12,734	250	1/4	次期	
E	12,734	2%	12,989	255	2/5		
A	12,989 (買い戻し額)		12,000	△ 989	3/10		
			10,000	△ 2,989	(注2)		

注1)ABC社会計年度1/1～12/31。事業年度を調整する。

注2)A社からE社が循環取引(商品)に関与する。A社は循環取引の最後に対象商品を買戻す。

庫に関する諸費用が存在しない)、帳簿上の収益認識で在る。しかしながら、取引の事実存在の訴訟が在る。売買代金の決済される場合、されない場合が在る¹⁰⁾。キャッシュが関連することも在る。循環取引の過程で、収益が実現していると仮定する場合でも¹¹⁾、結果として、発案会社は、循環の追加利益相当の損失計上、不良在庫(流動資産)を抱え、営業債務の返済が残ることになる。開示される貸借対照表には、償却、損失計上しない限り不良在庫が存在している情報とならない。また、負のCFO創造となる。

本来、循環取引に援用される製商品等は第三者との取引が成立しない。第三者と取引が成立するのであれば循環取引を利用して収益等を計上することがない。帳簿上の循環取引は、キャッシュフローが生じない。キャッシュ指標から判断することで、不正の存在を確認できる可能性が在る(相関関係)。しかし、キャッシュフローが存在する場合、循環取引による会計不正の発見はより困難で在る。循環取引による収益(利益)測定と同じく、キャッシュ指標で測定すると、結果、取引の循環によって、キャッシュは負を計上する(表1)。報告損失、負のCFOの結果となる。利益を創作するためには、再度、循環させる。

結果として、循環取引の代金が決済されたとしても、起点A社の取引自体は、帳簿上、損失、キャッシュ支出額が拡大することになる。取引参加者の約束にもとづき、当該年度の利益を確定させる前提で在る収益認識の時点(期間帰属)に差異を設定することも可能で在る(表1)。

循環取引に120社(n)が関与したとされる事例が報告されているが、120社が仮に2%の値入(利益率)を相互に繰返したと仮定すると、循環取引の発起会社は、当初の販売価格の約10.8倍($(1+0.02)^{120}$)で引き取る計算になる。120社が相互に交わることなく取引を行った場合、起点会社は当初仕入値の20%の収益(売上)を計上するが、一方でキャッシュ取引が存在する場合、キャッシュ支出は仕入値の12.7倍($1.2 \times (1+0.02)^{119}$)となる可能性が在る。利益とキャッシュの性格差から会社財務状況の悪化をもたらす可能性が在る。

庫に関する諸費用が存在しない)、帳簿上の収益認識で在る。しかしながら、取引の事実存在の訴訟が在る。売買代金の決済される場合、されない場合が在る

循環取引に債権債務が生じるのか問題で在る。取引当事者の主張は、取引事実の存在の有無が正反対となり訴訟となる。訴訟の結果は、和解（和解金の支払）として決着する¹²⁾。したがって、法的な結論は下されず、判例とならない。しかし、企業財務の視点に立てば、和解金の支出の存在は経営の重要な要因で在る。期限等の制約条件が在る会計監査では、関与会社が多くなればならほど、不正の事実を突き止めることは困難になる。

取引が循環取引により生じていたと判断して、収益（売上高）等の訂正を過年度に遡って「訂正報告書」が提出される。訂正報告書を見る限り、売上高、売上原価、営業債権、セグメント別報告等、企業全体の財務情報が訂正される。取引の事実を企業会計の枠組にデータとして入力済であり、その存在を取り消す会計行動は、認識、測定、報告の企業会計全体の訂正が行われることになる。一会計事実の訂正、不正は、会社全体の収益・費用、資産・負債等の財務情報、財務指標、さらに財務指標にもとづいて算定される経営指標に及ぶことになる。

II. 会計不正とフロー情報の特質

本論は企業財務情報の作成・開示様式等は既存の企業会計の枠組を前提とする。業績不振を覆うために創作される企業の財務情報は、企業会計の枠組（認識・測定・報告）に付随して生じる。主に企業は業績指標を「利益指標」に求める¹³⁾。特に「経常損益指標」を業績指標の中心に据え¹⁴⁾、報告損失の計上を回避する行動を取る¹⁵⁾。事業活動の結果、報告損失を計上しなければならない企業が試みる会計不正は、架空な経済事実と報告利益を創作する。架空な経済事実の創作は、既存の財務情報等に歪みが生じる可能性が在る。この前提に立てば、会計不正を行った企業の財務情報を検証することで、会計不正による財務情報に顕在する情報の特質を明らかになる可能性が在る。

企業の財務情報は事業活動の成果をストック情報とフロー情報として集約・区分表示されている。企業の経済的資源の残高を示すストック情報は事業活動に投下され、成果としてフロー情報に転化する関係に在る。企業財務情報の特質の理解は、ストック情報とフロー情報の関係、ストック情報とストック情報の関係、フロー情報とフロー情報の関係を認識することによる。

会計不正は、企業の業績指標が主にフロー情報の「報告利益」（期間損益情報）を主な指標とすることから報告利益を創作することに在る。フロー情報には、現在、業績指標として等閑視されている「キャッシュ指標（情報）」も存在する。フロー情報としての利益情報とキャッシュ情報は、情報の特質から創作・操作可能性と操作困難性に区分することが可能で在る。両者は測定対象を同一とするが、認識・測定等の「視点」に差異が在る。対象が同一で在ることは相互に関連した情報内容を示す。

報告利益は会計方針の選択、収益等の認識測定等の操作性から操作・創作可能で在ると考えられ、キャッシュは、事実として存在することから操作可能性も、創作することも困難とされる。

キャッシュ指標を利用することで会計不正の存在の可能性を見いだすことが可能と思量する。利益とキャッシュの相互関係の検証は、「報告利益の創作可能性を判断する指標となる」と仮定を置くことができる。同時に利益とキャッシュの関係は業績不振を示す指標ともなる可能性が在る。ここに、業績不振に陥り、業績を覆い隠すために、会計不正を行う会社の財務指標の特質が存在すると仮説を置くことが可能で在る。

会計不正は、これまで報告されている事実から業績不振に在ることを長期間覆い隠すため一定期間にわたって行われる傾向に在ることから、時系列を検証する必要がある。

キャッシュ指標と利益指標の「関係」は会計不正等を示す可能性を示す指標となる。フロー情報の利益とフロー情報のキャッシュの相関がない場合（相関係数）、業績不振を隠蔽、操作等の可能性が在ると仮定できる。一時的に、相関関係が存在しない場合も想定されるが、一定期間では、相関関係が存在すると仮定する。

さらに、会計不正は、利益を創造するが「営業活動から創造するキャッシュ」（Cash flow from operation, CFO）を創造することがなく、両指標は相関しないと仮定する。財務情報の利用者は業績指標として CFO 等の利用可能性を検証することが希求される。報告利益が操作・創作可能であるならば、キャッシュ指標を業績判断の指標の中心に据えることが考えられる¹⁶⁾。

業績不振会社が会計不正を行うと仮定すると、操作可能性の有無の関係から、キャッシュと収益、報告利益の逆相関の関係が高い値を取る（又は相関しない）。利益創作をしていない場合、キャッシュとの相関は高い。業績不振会社は（既存の枠組で開示・算定される情報を所与として）CFO¹⁷⁾を創造していないことから、創作利益と事実の CFO は逆相関（負の相関）、逆相関の値は不正額に準拠して大きくなる。売上高（収益）と経常利益、営業利益の相関は高いことが仮定される。しかし、収益創作を行うとその相関係数は低下する可能性が在る。営業損益、経常損益とキャッシュは同一方向性を持つ。逆の性向が生じている場合、業績不振を隠蔽する行動の存在、する可能性が在る。会計不正が確認された会社の実数と係数から検証する。結果論の思考で在る。

利益とキャッシュの相関関係を検証するために、比較的業績が安定し会計不正を行う必要のないと考えられる会社（H社等3食品製造販売会社）と、業績不振の結果、2010年1月19日会社更生法を申請したJ社（上場期間が7期で在ることから利用可能情報が7期で在る）の経営指

表 2. 株式会社 H 社 主な連結経営指標

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期	単位	相関係数	H社7期間	N社7期間	S社7期間
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月		売上高・営業利益	0.06479	-0.09151	0.40928
売上高	191,591	232,478	233,826	222,549	220,622	216,713	214,317	百万円	売上高・経常利益	-0.00694	-0.40696	0.45757
営業利益	7,275	8,260	8,844	10,201	10,964	12,069	14,053	百万円	売上高・当期純利益	-0.18118	0.29637	-0.73600
経常利益	8,046	8,872	8,969	10,993	12,187	13,031	15,502	百万円	売上・CFO	0.19384	0.13278	-0.65385
当期純利益	4,347	4,834	3,575	4,726	4,820	5,252	7,928	百万円	営業利益・CFO	0.83918	-0.37905	0.04925
CFO	9,795	13,701	10,963	16,525	15,813	18,568	17,098	百万円	経常利益・CFO	0.83952	-0.40282	-0.13283
CFI	△ 12,590	△ 22,262	△ 11,504	△ 3,343	△ 10,129	△ 10,228	△ 19,069	百万円	当期純利益・CFO	0.59719	0.60075	0.62519
CFP	△ 2,354	△ 2,157	△ 4,032	△ 2,432	△ 2,771	△ 6,466	△ 2,836	百万円				

標を検証した¹⁸⁾。但し、経営破綻を申請した会社の経営指標は、破綻申請後の財務情報の訂正等が行われず、会計不正が存在しなかった会社で在る。財務指標が安定している会社は会計不正を行うことはない。会計不正の存在の有無を、この4社、両極の会社のフロー指標の関係に求め、二社の財務指標の相関の検証結果を会計不正の存在を判断する前提とする(表2,3)。

企業会計の計算構造上、収益(売上高)と報告損益(営業・経常損益)の相関の割合は高いと考えられる¹⁹⁾。但し、この相関関係は、営業損益、経常損益、当期純損益の順に相関度は遞減すると推定できる。経常損益には、企業の資本構成等の財務要因が報告損益に効果を示し、当期純損益は、臨時項目等に報告損益が左右される。経常・当期純損益は企業の会計方針の採用に左右される。しかし、営業損失を計上する会社、費用削減を試みる企業の場合(費用構成の可変性)、収益と利益の関係は、負の相関や相関係数が小さい場合も在る。収益(売上高)とCFOの相関は、存在しない場合が在るが、業績が安定している会社、業績が悪化している会社の報告利益(営業利益、経常利益、当期純利益)とCFOは相関すると思量される。

3社(表2)は、利益とキャッシュの相関に差異が在る。事業が安定している会社は利益とキャッシュの相関が高いと仮定したが、H社には妥当するが、N、S社には難しい。売上高と利益の相関も存在しない。収益・費用関係、費用構造等による利益の創造が行われていることが窺える。その中で、当期純利益とCFOの相関が高いことは仮説に反している(表2)。

破綻会社(J社)の検証は仮説に一致する。収益と利益、利益とキャッシュの相関が認められ、7期間の当期純損益と相関が小さいことも仮説に一致する。破綻前5期間の値は、当期

表3. J社の連結報告利益・キャッシュ

	単位:百万円							相関係数	5期間	7期間
	2003年3月 第1期	2004年3月 第2期	2005年3月 第3期	2006年3月 第4期	2007年3月 第5期	2008年3月 第6期	2009年3月 第7期			
事業収益	2,083,480	1,931,742	2,129,876	2,199,385	2,301,915	2,230,416	1,951,158	事業収益・営業損益	0.5710483	0.7001886
営業損益	10,589	△ 67,645	56,149	△ 26,834	22,917	90,013	△ 50,884	事業収益・経常損益	0.4610244	0.6724447
経常損益	15,840	△ 71,938	69,805	△ 41,608	20,576	69,817	△ 82,177	事業収益・当期純損益	0.4171345	0.5863147
当期純損益	11,645	△ 88,619	30,096	△ 47,243	△ 16,267	16,921	△ 63,194	事業収益・CFO	0.9910202	0.6644913
CFO	155,413	76,345	145,275	100,984	127,748	157,331	31,755	営業損益・CFO	0.9596819	0.8424081
CFI	△ 85,187	△ 85,382	△ 21,456	△ 99,283	△ 56,216	△ 26,229	△ 105,653	経常損益・CFO	0.8873089	0.9098476
CFE	△ 108,103	7,615	△ 6,290	△ 91,384	△ 53,007	36,896	△ 116,767	当期純損益・CFO	0.9672598	0.8719793

出所)株式会社「有価証券報告書」から作成した。

純損益がキャッシュとの相関が最も高い(表3)。

同社は、2007年(第5期)、前期に比して、一転して営業利益を計上する。事業収益に対応する「事業費」の節減が効果を生む。但し、事業費に関する注記を見ると、「有形固定資産の減価償却方法の変更」(定率法から定額法へ企業集団の統一を目的)が在る。前期に比較して、営業利益約14億円、経常利益約13億3,000万円を増加させる。さらに、厚生年金基金の支給義務免除等

が存在し、これが報告利益を計上する一因となっている。2008年（第6期）にも、退職給付、年金等の会計基準等の変更等から、報告利益を生む。会計方針の選択（発生高調整項目等）による利益創造と言えるが、キャッシュフローに何らの効果を持つものではない。同社は検証期間に損失計上期間が存在するが、全期間CFOを計上している。「税金等調整前当期純損益」(間接表示法)から調整される非キャッシュ項目、「減価償却費」が大きな割合を示しCFO創造に貢献している。同社は、破綻に至る期間、CFOを創造している。報告利益を業績指標の判断指標とした場合に、判断を誤られることを示している²⁰⁾。CFO、利益も経営破綻を予想する指標として不適格な可能性を示唆する²¹⁾。但し、2つの指標の偏差が大きい(収益と利益の関係は不安定で在る)。

会社の業績悪化は、営業利益等の報告利益、CFO等のフロー値に出る。会計不正がなければ、収益(売上高)、報告利益とCFOは(正負)相関すると仮定する。既存のCFO算定、算定項目に課題が存在するにしても、CFOの操作、創作の困難性から、指標となる。

業績不振と利益とキャッシュの関係の特徴を確認するために破綻会社8社を再検証する²²⁾。経営破綻前に「会社」は、様々な行動を行うことが知られている。この結果、破綻申請前の財務指標は、急激な悪化を示す。一方で、会計方針等(利益管理)を利用して業績(利益)指標を装うが、結果、破綻前に累積した成果を装うことが困難な状況を生じさせることになる²³⁾。この視点を取り入れ、経営破綻会社(キャッシュフロー計算書情報が開示された8期間)の破綻直近2期

表 4-1. S社 相関係数

	8期	6期
売上高:営業利益	-0.8226	-0.9707
売上高:経常利益	-0.4454	-0.4998
売上高:当期利益純利益	-0.5258	-0.7258
売上高:CFO	-0.7082	-0.8537
営業損益:CFO	0.8516	0.9459
経常損益:CFO	0.6389	0.6676
当期純損益:CFO	0.1482	0.8011

表 4-2. K社 相関係数

	8期	6期
売上高:営業利益	0.6016	0.9834
売上高:経常利益	0.3934	0.9751
売上高:当期利益純利益	0.2927	0.9716
売上高:CFO	-0.8333	-0.6970
営業損益:CFO	-0.3022	-0.6130
経常損益:CFO	-0.1290	-0.6671
当期純損益:CFO	-0.0339	-0.6548

前を除外し、6期間の指標も求めた。結果、破綻前6期間の報告損益とCFOは(正負)相関する(表4-1,4-2)。8期間を取ると相

関しない事例が散見する。経営破綻直近には、営業活動以外の活動、認識・測定を遅延させている経済事実等、潜在化されていた事象を顕在化させざるを得ず、財務情報の信頼性が急減に低下する。8社のうち6社がCFOと営業利益等が負の相関を示し、営業損失と負のCFO創造が相関している。会計不正ではなく、業績不振の指標を示す。負のCFOの創造は経営破綻に向かうことを示している。収益と報告利益の負相関する場合も経営破綻に至る。経営破綻会社は収益創造が利益・キャッシュ創造に連関していないことを示唆する。

経営破綻会社8社のうち、S社とK社の相関係数を示した(表4-1,4-2)。S社の収益(売上高)と諸利益、収益とCFOは負の相関を示す。一方で、諸利益とCFOの相関関係は高い。K社は、S

社と逆に、収益（売上高）と諸報告利益は正の相関、収益、諸利益と CFO は負の相関を示す。S 社は収益（売上高）創造が利益創造、CFO 創造に寄与することがない、K 社は、収益は利益創造に寄与するが、CFO 創造に寄与していない。

売上高等の収益の増大は、通常、利益、CFO、棚卸資産、売上債権残高等を増加させる。価格競争、販売関連費用等の関連で、売上高の増加（売上総額・売上数量）が利益増と連関しない場合も在り、損失を計上することさえ在る。この場合は、販売価格が諸関連費用を下回り、売上の増加が損失の発生・増加に繋がる。諸費用項目の削減（費用構成）の効果等が利益に反映されることもあり、売上高等と利益が対応しない場合も在る（表 2,3）。業績指標を利益に限定することに疑問が生じているのも周知の事実で在る。

売上高等は営業損益、経常損益等の「報告損益」と相関すると仮定するが、利益とキャッシュの相関の検証結果は、会社によって相違し、必ずしも、利益とキャッシュを相関で捉えることはできない。また、収益と CFO の関係は相関しない場合が在る。しかし、CFO と営業利益の（正負）相関は高いと仮定したが、検証 12 社を見る限り営業利益ではなく、当期純利益の関連性（正負の相関）が存在する（表 2,3,4-1,4-2）。

企業会計の枠組から算定され、開示が規定される期間収益と期間費用を操作し、期間損益を操作、創作する。既存の企業会計の認識、測定、報告の枠組は「報告利益の操作」可能性を示す。キャッシュフローの操作が困難で在ることを示唆する。キャッシュの動向に注視することが希求される。

12 社の検証から、キャッシュ情報の創作は困難で在ることが再認識された²⁴⁾。キャッシュ指標の創作が困難で在ることを前提とするならば、企業の業績評価指標は操作可能性を保有する「報告利益」を唯一とするのではなく、キャッシュベースの指標に転換、又は利益指標と併用して、双方の諸関係数を指標とすることが希求される。キャッシュ、CFO 創造を企業の目標として設定する。企業の投資、事業行動の判断指標も「キャッシュ」で在る。利益を主たる業績指標とすると、企業目標のキャッシュ創造と評価指標に一貫性が存在しないことになる。

会計不正会社の財務情報に会計監査が適正意見（継続企業を含め）を付している。財務情報の信頼性を保証する役割を担う会計監査にキャッシュ指標を応用する視点が考えられる²⁵⁾。被監査会社の監査証明を表明する場合、被監査会社の業績を「利益とキャッシュ」指標により評価する。継続性疑義の判断で在る。利益創造はキャッシュ創造と連関しない場合、業績不振の可能性が在る。継続企業の判断を表明する基準にキャッシュを中心視点に置く。

Ⅲ. 会計不正事例会社と財務指標

会計不正は「報告損失」を回避することが主目的で在る。企業会計の枠組から損失の回避するためには、主に、架空収益を生みだす、費用を操作する等して架空の利益を計上する方法が取ら

れる。架空収益等を計上した会計不正の常套手段が循環取引で在る。12社の事例からキャッシュの操作困難性が再確認された。利益創作とキャッシュの情報特質を検証するために、2010年から2011年に循環取引等による収益・利益創作が判明し、後に訂正財務情報等を公開している4社、X社、F社、M社、Q社を検証する。前2社は経営破綻し、後2社は存続会社で在る²⁶⁾。経営破綻会社の架空収益は前代未聞で在る²⁷⁾。

経済事実として存在しない取引を恰も存在したように見せ掛けた。事実の過大認識・測定（見積・予測・判断の誤り）、認識・測定の期間操作（期間帰属の決定）、その報告を操作する方法ではない。無から有を作り出す捏造であると判断する。企業が特定の意思をもってすれば、現在の企業会計の認識・測定、報告の枠組は会計不正、会計数値の操作、管理が可能であり、この不正等の発見が困難であることも再認識された。企業会計の計算構造から、収益を創造することで、（報告）利益創造、資産（流動資産・売上債権）創造する。会計不正は、事業活動の結果、「利益」（収益力）が存在していることを主張することが目的で在る。後に4社とも、訂正有価証券報告書を提出する（但し、提出の形式等は相違する）。訂正有価証券報告書から、利益創造操作、キャッシュのフロー数値の特質が明確になる。しかし、2事例（X社、F社）の訂正前報告書は営業活動からキャッシュ（CFO）を創造していない。事実として存在する「キャッシュフロー」「キャッシュ残高」を会計計算構造から創作、操作することは困難であることを再認識させた。

表 5. X社訂正前後主な経営指標

回次	連結	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	単位
		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	
訂正前	売上高	2,591,122	5,524,977	11,346,650	17,628,588	40,335,129	千円
	経常利益	559,878	652,587	878,340	1,389,052	3,275,693	千円
	当期純利益	302,392	345,299	499,275	770,238	1,785,785	千円
	営業活動によるキャッシュフロー	△ 142,345	△ 527,726	412,321	784,123	△ 1,370,585	千円
	投資活動によるキャッシュフロー	△ 624,606	△ 479,372	△ 664,839	△ 1,186,298	△ 1,547,595	千円
	財務活動によるキャッシュフロー	698,411	876,673	2,370,282	816,413	4,592,725	千円
	現金及び現金同等物の期末残高	357,786	227,519	2,343,659	2,758,758	4,432,209	千円
訂正後	売上高	2,591,122	1,601,632	601,118	874,788	1,189,929	千円
	経常利益	559,878	△ 1,021,330	△ 199,622	959,224	△ 573,075	千円
	当期純利益	302,392	△ 1,919,092	△ 203,135	991,666	△ 581,182	千円
	営業活動によるキャッシュフロー	△ 142,345	△ 527,726	△ 163,008	784,123	△ 1,370,585	千円
	投資活動によるキャッシュフロー	△ 624,606	△ 479,372	△ 89,509	△ 1,186,298	△ 1,547,595	千円
	財務活動によるキャッシュフロー	698,411	876,673	2,370,282	816,413	4,592,725	千円
	現金及び現金同等物の期末残高	357,786	227,519	2,343,659	2,758,758	4,432,209	千円

出所) X社訂正有価証券報告書より作成した。

注) なお、訂正報告書には、営業利益の訂正が17、18期以外示しなされていないために、除いたが、訂正前報告書には、第12期から第18期まで営業・経常・当期純利益が計上されている。

X社（平成19年1月21日民事再生法申請）監査済訂正有価証券報告書（平成20年6月30日）の内容から、同社は収益、報告利益、キャッシュ創造も存在しなかった事実が浮き上がる。経営破綻前期（第18期）約34倍に相当する架空収益を計上する（表5）。

架空収益を創作し、事業活動の結果、損失が出しているにも関わらず、(報告)利益を創造しているかのように操作した。

表 6. X 社 5 期間

	訂正前	訂正後
売上高・経常損益	0.99227	0.09099
売上高・当期純損益	0.99421	-0.08961
売上高・CFO	-0.53445	-0.12830
経常損益・CFO	-0.61571	0.77421
当期純損益・CFO	-0.60192	0.64334

X社は、ML社主導の循環取引に関与する。

2002年に、会計監査人が不当な循環取引の可能性を指摘するが、同社は循環取引に参加する会社の相互に対応する方法で、会計監査人に虚偽報告をする²⁸⁾。業績不振の事実を隠蔽するためには、企業は方法の選択を行わない。但し、事実を隠蔽できない可能性がある。キャッシュフロー計算書に示される指標は、第16期に一部、不正操作が行われたことを示

すが、それ以外の期に不正は見えない。キャッシュを不正に操作することは困難であることを示す。

X社は訂正前5期間に報告利益を計上し、第16期、17期CFOを創造する黒字破綻で在る。同社は、第16期、CFOとCFIを操作している。CFOを創造し、事実として存在するキャッシュ残高に一致させるために投資活動に資本を充当したように装う。公開報告書と訂正報告書をみると、両報告書のCFOとCFIの差額は等しいことが理解できる。CFIとキャッシュ残高は操作していない。会計監査に預金残高証明等が必然で在ることから資本調達源泉が明確にされることが起因で在る。ここから、理解できることは、CFOを創造して、それを投資活動に投下した(有形固定資産の取得)、ように装っているに過ぎない。非常に単純、明快な帳簿上の方法である。キャッシュの操作困難性を示す証左で在る。会計監査人はこの操作(有形固定資産の存在)を見分けることが難しかったのか疑義が生じる。

訂正前後のX社の相関係数が示す情報は、正反対の結果を示す(表6)。訂正後の報告利益とCFOの値の相関が高い値を示し、報告利益を創作していることが明白に示されている。報告利益を創作するが、CFOを創作することができないことを如実に示している。利益指標とキャッシュ指標の相関が在ることを示す。CFOを創造しない限り会社は破綻する可能性が高いことを示唆もしている。事後に判明する事実は「既知」であり、情報の価値は制限される。訂正前報告から、利益とキャッシュの相関の指標は業績に疑義(業績が悪化している可能性)が在ることを示唆することを会計監査人等が情報の利用者に周知することが希求される。

F社(平成22年5月21日、東京地方裁判所に破産手続開始申請)は循環取引を利用して架空売上高、報告利益、売上債権等を創作する。同社の財務書類等は証券取引所に上場するために、証券会社、会計監査人、証券取引所上場審査の監査・検証を経ている(平成21年10月16日有価証券届出書:第16期)²⁹⁾。経営破綻後、同社の届出書に開示された「売上」(収益)等の財務情

報は虚偽であったことが判明する。後日判明する第15期の実際の連結売上高は3億1,956万円³⁰⁾であり、財務情報の公表額(118億5,596万円)は、その約32倍の虚偽数値を記載した。「社会通念」では「異常」と考えられる。財務指標の創作可能性を示すとも考えられる。結果として、異常な数値情報が存在していたにも係わらず、財務情報を知悉する専門家でも不正判明が困難である事実を示す。

同社上場時に東証に提出した「有価証券届出書(新規公開時)」に示された「主な経営指標」(連結売上高、営業利益、経常利益等)は順調に業績を伸張していることを同わせる。しかし、第14期、第15期の売上高(収益)、利益はCFOに連関しない。税金等調整前純利益は計上し、報告利益を創造するが、CFOの創造はない(第16期第1期四半期も営業活動からキャッシュを創造していない。第14期から連結情報が示されている)。本来存在しない経営指標の創作であり、事実としてキャッシュの操作が困難で在る証左で在る。

同社の収益と売上債権、棚卸資産の増加が関連するが、収益、利益とキャッシュに相関が見られない。売上(収益創造)がキャッシュに転換していない限り、売上を存在させるためには、受取債権を操作することになる。受取債権勘定の架空増加として結実する。第16期第一四半期報告書は、総資産約330億円のうち、売掛金が約260億円と約8割を占める(訂正第16期第二四半期報告書では、総資産約292億円、売掛金は約248億円、売上高は約49億円、第15期、総資産約292億円、売掛金229億円)³¹⁾。これに棚卸資産を加算すると、その値は資産総額に占める割合は約10割となる。開示情報は受取債権がキャッシュとして回収されていないことを示している。

同社第16期第三四半期報告書は、累計売上高36億6,998万円、営業利益9億2,480万円、経常利益8億183万円、売上債権等の増加によりCFOは33億1,431万円の負を示す(総資産約330億円、売掛金約296億円、仕掛品約36億円)。会計不正の存在の可能性、営業債務、有利子負債の支払・返済能力、事業継続に疑義も生まれる。

第16期、第一四半期報告書の「訂正有価証券届出書」(新規公開時)を提出する(平成21年11月12日)。同期の訂正で在り、第14期、第15期の訂正報告ではなく、財務情報の訂正は文書形式で、比較可能な開示情報となっていない。会計不正に関連して財務情報の訂正が行われることなく破産手続を申請する。同訂正届出書に至っても、同期第二期、累計営業利益(5億1,896万円)、経常利益(2億4,869万円)を計上している。但し、第一四半期、累計第二四半期は負で在る。訂正報告書は営業・投資・財務キャッシュフローにも言及するが、キャッシュフロー計算書は間接表示法を利用していることから、「税金等調整前四半期当期純利益」、売上債権、棚卸資産、定期預金、株式発行、短期・長期借入金の訂正が在る。これは、これらの諸項目が利益操作に利用されたことを示す証左でも在る。

同社は半導体の生産・販売、研究開発等を主たる事業内容とする製造業に分類される。製造業が(事業活動の結果)資本運用形態として保有する「資産総額」の約8割が売上債権(売掛金)

で在ることは、企業経営、会社の財政状況を考える上には疑義があるのではないか。会社経営・財務上の課題が存在していることを疑うべきではないか。売上債権の内容、回収可能性を検証して然るべきで在る。債権（債務）とキャッシュの関連の有無も検証される指標で在る。財務情報から知る会社の財務情報を判断する周知の方法で在る。関係会社（子会社・関連会社）を利用した販売事象の形成、受取債権の事例が在る。連結財務報告書の制度を制度化する一要因となった。類似事象と言える。経済取引の事実を追跡調査する以外に、取引事実の検証はできない。

資本の投下額が収益を下回る等、創立期等の会社に見られるが、同社の売上高と資産総額の関係等、財務指標は会計不正を疑わせていた歪と言える。後に、収益創造が虚偽と判明する。第15期連結売上高の97%が架空取引で在る³²⁾。収益の創作は、これに対応する資産等、関連して諸財務数値が加工される。製造業の資産構成で受取債権の比が8割を占めることは異常である。キャッシュ決済がともなわない循環取引が行われたと推測できる。キャッシュの粉飾は困難であることから、営業債権の粉飾を行ったと思量する。粉飾の常套手段である。

第16期第一四半期の第三者割当増資、短期・長期借入金の調達を長期借入金の返済に充当する。訂正届出書（第16期第2四半期）には、短期・長期借入金の支払が際立ち、金融機関は、同社の支払能力の疑義を保持していたとも推測できる。金融機関への支払原資は、CFO創造はなく、保有資産等の売却等のCFI創造もないことから、株式発行による収入に依存している³³⁾。収益実現が事実と仮定しても、「営業債権の回収、回転が存在しないことは、営業債権が不良債権と化している」、会計不正の方法としても周知で在る。会社の「利益の質」「利益管理」はキャッシュと報告利益との相関を検証することが課題の解決に結びつく可能性が在る。会計不正の存在を検証する一方法でも在る³⁴⁾。但し、同社を検証事例として取り上げているが、経営破綻が事由と考えられるが、訂正報告書が正式に開示されていないために、売上高、利益とキャッシュの連関を検証することができない。

M社（東証一部上場会社）は7年間にわたって、自社を起点として、J社、G商社を経由してM社に至る循環取引³⁵⁾を行う（開示された財務情報の訂正は5期間）。同社は、先に検証対象として前2社と違い、経営破綻会社に至っていない。全社で会計不正を行ったのではなく、特定事業部が事業部業績の隠蔽を行った不正行動で在る。

M社は、前2社と同様に5期間「報告利益」の創作を試みている（表7）。報告損失の回避、前年比額の操作行動で在る。事業部の大幅な損失を隠蔽することで、「会社全体」の期間にわたり報告利益等を創作している。

M社は第91期から93期には、「報告損失」を計上しなければならないにも係わらず、91期以降、事業活動の結果、報告利益を創造しているかのように装っている（表7）³⁶⁾。生産・販売事実を創作する目的に原材料の循環取引を行う。結果として、製造原価明細書、製品商品売上高（収益）操作、当期製品・半製品製造原価、期末商品（販売用不動産）棚卸高の操作、在庫操作（粉

表 7. M 社の報告利益

	回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期	単位
	決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	
訂正前	売上高	99,027	99,587	103,329	92,743	83,249	百万円
	営業利益	2,595	1,448	801	670	564	百万円
	経常利益	2,675	1,558	896	585	883	百万円
	当期純利益	1,409	1,860	483	162	280	百万円
訂正後	売上高	99,027	99,355	103,058	90,831	80,506	百万円
	営業利益	2,587	1,250	689	△ 1,302	△ 1,579	百万円
	経常利益	2,667	1,360	784	△ 1,387	△ 1,259	百万円
	当期純利益	1,199	1,658	△ 1,598	△ 1,871	△ 2,117	百万円
キャッシュフロー	営業活動によるキャッシュフロー	1,193	1,952	4,949	2,784	7,519	百万円
	投資活動によるキャッシュフロー	△ 2,481	△ 2,449	△ 3,060	△ 2,655	△ 1,140	百万円
	財務活動によるキャッシュフロー	△ 2,272	1,831	△ 970	△ 1,041	△ 2,979	百万円
	現金及び現金同等物の期末残高	3,845	5,214	6,128	5,176	8,586	百万円

飾)、資産、商品、製品、原材料(循環取引)、売上債権、有形固定資産、無形固定資産、貸倒引当金、買掛債務、未払金、売上原価、販管費等の関連指標が訂正さ

れる。

同社にキャッシュ指標の操作(訂正)はない。キャッシュの操作が困難で在ることの証左でも在る。訂正後の諸指標の相関に大きな変化はない。しかし、収益(売上高)、営業利益、経常利益

表 8. M 社 5 期間

	訂正前	訂正後
売上高・営業損益	0.4533	0.7937
売上高・経常損益	0.3721	0.7616
売上高・当期純損益	0.5109	0.5544
売上高・CFO	-0.6244	-0.6388
営業損益・CFO	-0.7354	-0.6988
経常損益・CFO	-0.6214	-0.6474
当期純損益・CFO	-0.6700	-0.7677

の相関が高いことは、利益創作が示す証左と判断できる。CFOと営業損益、経常損益は訂正前後とも負の相関を示す。また、CFOが負の相関を示すことは業績不振傾向、利益創造がキャッシュ創造に関連しないことを示す(表8)。

X社の場合、訂正情報にもとづいた相関係数はCFOと収益、経常利益の相関も高いことを示す。但し、売上高と経常利益の訂正後の相関係数が小さいのは、第17期・18期に、営業外収益項目として、「循環取引収入」「循環取引支出」の差額が計上されていることに起因していると推測される。結果、

第17期、通常では有り得ない状況、経常利益が売上高を超過する。同期、売上総損失、営業損失を計上するが、循環取引収入の存在が営業損失を大きく上回り経常利益の計上に繋がった。訂正前の利益とキャッシュは負の相関も高い傾向に在る。キャッシュが操作困難で在ることを前提と

するならば、利益の創作の存在以外に、キャッシュとの相関関係が負となることはない。

Q社（東証二部）は、連結子会社の循環取引による収益、報告利益が操作されている。税務調査により循環取引の疑義が指摘される³⁷⁾。しかし、会計監査人（監査法人）による監査報告書は、適正意見が付されている。訂正有価証券報告書に示された監査報告書の「追記情報」は「内部統制の不備を原因として不適切な取引」が存在、「社内調査」の結果、財務情報の訂正が行われたことが表明されている。全て事後の結果を再確認したに過ぎない。資本市場の検査役（Gatekeeper）としての会計監査の役割が再認識される事実で在る。

表 9. Q社の相関係数

	訂正前	訂正後
売上高:経常利益	-0.88112	-0.81261
売上高:純利益	-0.86168	-0.82580
売上高:CFO	-0.63343	-0.66646
経常利益:CFO	0.24325	0.23827
純利益:CFO	0.16221	0.14364

同社（子会社 32 社、関連会社 15 社）は子会社（主たる事業部に関連する「その他事業」を行う 2 社）が循環取引を行っている。訂正情報³⁸⁾が開示された、5 期間（第 150 期から第 154 期）の不正連結売上高は、約 64 億円から約 100 億円、経常利益、当期純利益は約 1 億円から約 3 億円が不正計上され、不正割合（訂正前/訂正後）は第 154 期（平成 20 年 3 月）で算定すると、売上高 12.7%、経常利益 16.6%、当期純利益 44.8%の粉飾を示す（同社訂正有価証券報告書）。この値は売上高と利益が負の相関をしている事実を示している。キャッシュフローの訂正はない。同社の利益（営業・経常・当期純利益）指標が悪化傾向に在った。収益と利益の関係は、負の相関となる。業績不振を示している。売上高と CFO に負の相関が在るが（売上がキャッシュ創造に連関しない）、利益と CFO の関係は訂正前・後も相関しない（表 9）。

しかし、M 社、Q 社の場合、訂正情報から訂正数値の値が小さい場合、相関係数を単独で利用して、会計不正等の判断指標とするには難しいことが理解できる。企業の勘定組織からキャッシュ情報を作成する「直接法」を基礎としてキャッシュ指標が測定できる場合、より明確な利益とキャッシュの相関を示す可能性が在る。

会計不正（粉飾）の企業例から、キャッシュフロー、キャッシュ残高（預金証明書等）を粉飾することは難しいことが理解できる³⁹⁾。帳尻を合わせなければならない。事実として存在する「キャッシュ」が「動かし難い指標」として存在するため、操作可能な収益測定しての「売上高」を操作し、これに対応して、期末在庫（棚卸資産）、売上原価、営業利益等の項目を自動的に、会計構造的に操作していったものと推測する。事象を創作するために、関連する指標の全てを操作する。

事例会社の訂正後の収益と利益、利益とキャッシュの相関関係は高まる。利益と負の CFO 相関は、利益を計上する、CFO が創造していないことを示唆する。キャッシュ指標の操作可能性が困難で在る事実を示している。収益と営業利益、経常利益の相関が小さい場合、利益創造が行われ

ている可能性の指標となる可能性が在る。会計不正の事実が公表された後、4社等の事例から、会計不正の存在を疑う、過去の会計不正の方法が取られていることから、事業活動の情報と財務情報に示された値と値の関連、を検証することが、発見は困難で在るとしても、疑義が提示することは可能ではないか。

検証して16社の事例は、通常、収益創造は時間要因を含めると利益、キャッシュ、CFO創造と連関することを示唆している。しかし、会計不正（収益創作）が存在するならば、キャッシュ創造に連関しない。利益とキャッシュの係に歪みが存在する。収益とキャッシュ、利益とキャッシュの連関性の存在が疑われた場合、「収益・利益と（営業）キャッシュの相関を検証する」と言う基準を設ける。会計不正の兆候は、事実として存在するキャッシュと収益と利益との関係を時系列で検証する。会社の事業活動、事業内容に大幅な変更、事業買収・会社買収等により企業規模の拡大等がない場合、大幅な関係が崩れることはない。

会社の財務業績が安定的な会社、財務情報が創作されない業績不振な会社の収益（売上高）と営業利益等の報告利益は相関する。但し、相関係数は非常に小さい場合も在り、収益が利益に貢献していない場合も在る。収益とCFOは負の相関となる可能性が在る。収益は稼得するが、CFOに転化できない場合で在る（業績不振の指標）。この場合、営業債権の回転が経営課題となり、経営破綻に至る可能性を示す。営業利益、経常利益とCFOとの相関係数は高い。当期純損益との相関を想定しない事由は、特別項目を利用して利益操作（益出行動等）を行うことが在ることに起因する（Big Bath Accounting）。益出の経営行動の存在が考えられる。仮に、この相関係数が負の相関ならば、報告利益が創作されている可能性が高いと視るべきで在る。会計監査人等の財務情報分析者は、少なくともが会計事実の確認、検証作業を行う判断基準となる。

企業会計の枠組から算定されるフロー指標、「利益」は経済的資源の配分等の業績指標として有意味が在り、「キャッシュ」は透明性が高く、キャッシュ創造力を示す指標で在る。操作・管理可能性が在るとしても業績指標の一つが報告利益で在る限り、会計不正を防ぐ方法の一つは、キャッシュ創造力（キャッシュ指標）を業績指標として追加し、利益と相互補完（組合）する。業績指標が「利益」に在り、操作可能な指標で在ることに起因する。収益とキャッシュ、報告利益とキャッシュの相関関係、キャッシュバランス等の時系列を検証する方法は、利益創作の会計不正を判断する場合に利用できることを検証事例が示している。キャッシュ指標の追跡調査は会計不正の発見に繋がる可能性が在る。資本市場の検査人として会計監査人は限られた情報と期間が制約条件としても、「企業会計の仕組」を理解し、その検証を行う実践者として、企業のキャッシュ循環の検証が可能ではなかったか疑義を生じる。

結論

本論は利益情報の創作可能性（会計不正）の有無を検討した。検討方法として、「利益とキャッ

シユに相関関係は存在しない」と仮説を設定し、会計不正に関連していないと想定した12社の関連指標を検討し、これをもとに会計不正会社4社の財務情報を検証した。結果、利益とキャッシュの相関関係の指標は、会計不正の存在を明確に示唆することはできなかった。但し、利益とキャッシュのフロー指標は、業績を示す指標として相互に利用しなければならないことを示した。視点の相違する指標の一方だけを利用することは、業績判断を見間違える可能性が在る。しかしながら、利益を業績指標とする限り、利益の操作可能性から利益の質、利益の管理、経営破綻等の指標として限界を示す。キャッシュ指標の利用可能性を検証しなければならないことを再確認した。

検証は操作可能性が困難なキャッシュを情報の透明性から業績評価指標、会計監査の指標として応用する方法が在ることも示唆する。操作可能性が在る「報告利益」を業績指標として、報告主体（経営者等）と企業外部の財務情報利用者が重用していることに疑問が生じていることに起因する。本論の方法は事例を用いた。事例研究は限られた資料に準拠する。企業は業種業態等が経済的・事業環境が類似しているために、一定範囲として取り扱われる。さらに、経済・事業環境が所与で在るとしているが、各企業に与えられた事業条件、行動規範等はそれぞれ相違する可能性が在る。ここに事例研究の存在の経済的意味が在る。限られた事例から汎用性の在る結論を導き出すことは困難で在るが、一定の結論、判断基準を得なければ事例研究の経済的意味を喪失する。反面、一事例が他の企業に適用することが可能で在る場合も難しい場合があり、一般化することが困難で在る。

誰でも自分を良く見せたいと言う願望が存在する。この仮定は今後とも会計不正はなくならないことを指す。会計不正は事業業績の不振を覆い隠すことが主目的で在る。事業環境、事業活動が複雑になればなるほど会計不正はより複雑となる。企業の財務情報は資本場に開示される前に、監査、検査が行われる。開示情報が保証される。しかし、会計不正は内部統制、監査等を通じても判明できない場合も存在する。

経営破綻前の財務指標は、継続企業、業績好調等を装うとして会計不正（粉飾）を行う傾向が在る。検証破綻会社の事例は、循環取引等を利用した先例にない会計不正、利益創作で在る。会計監査は会社の業績指標を検証することから開始される。利益指標とキャッシュ指標の相関に在る。利益指標は、操作可能で在るが、キャッシュ指標は操作が困難で在る。両者に相関が存在しない場合、会計不正の存在を疑う。キャッシュは追跡可能性と証拠の存在確認が容易で在る。開示情報のキャッシュ指標から判断すると継続性に疑義が在ったのではないかと判断できる。

現在、資本市場は利益情報に業績指標としての価値があるから利用している。利益に操作可能性の存在は既知で在り、操作可能性の困難なキャッシュ指標を業績指標として併用することで、財務報告書に開示される情報に会計不正が施される可能性を逡減させ、会計監査等も、被監査会社の実態を検証できる可能性が高い。キャッシュ指標は債務の支払・返済能力指標だけではない。企業の成長、収益力等の指標ともなる。

開示された情報と訂正された財務情報には、報告利益の操作可能性が存在する。キャッシュフローの操作も一部存在するが、キャッシュ指標の操作は困難であることを示している。報告利益とキャッシュの追跡可能性を比較しても、キャッシュフローが事実として存在する。利益とキャッシュは業績指標として相違する情報、視点を示す。ことから、キャッシュ指標を判断基準に据えることも必要であり、両指標を検証することが「業績評価」となる。

- 1) 木村敏夫「会計監査人と資本市場の監視機能－会計監査人と訴訟」『流通科学大学論集』（経済・情報・政策編）Vol.21.No.2,1-20 頁。
- 2) 循環取引を利用してメディア・リンクスは、実際の売上高 28 億円から売上高 165 億円へ 5.9 倍の架空売上高を計上する。
日本経済新聞 2004 年 11 月 23 日。
- 3) 加ト吉は、6 年間で 985 億円の架空売上高を創造している。
日本経済新聞 2007 年 4 月 25 日。
- 4) 同社は循環取引等を利用して、5 年間で収益約 682 億円を創作している。
日本経済新聞 2008 年 5 月 1 日。
木村敏夫「会計監査人交代企業の企業分析Ⅱ－粉飾、存続、破綻会社の事例分析」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）Vol.19,No.2,26-29 頁。
- 5) 同社「社内調査委員会」『社内調査報告書』平成 22 年 8 月 12 日。
- 6) 同社は 3 年間で約 100 億円の架空売上を計上した疑義が在る。なお、同社の会計監査を担当した公認会計士が証券取引法（金融商品取引法）違反疑義で逮捕されている。
日本経済新聞 2008 年 10 月 23 日、2009 年 3 月 5 日、4 月 9 日。
- 7) 損失計上回避を目的に架空取引で売上高を増し、さらに、不良債権を隠蔽し、期間損失の計上を回避した。
日本経済新聞 2013 年 6 月 12 日、6 月 13 日。
同社にも、会計監査人（監査法人）が適正意見を表明している。同社の経営指標を検証する限り、営業損益、経常損益、当期純損益が不安定で在る。第 12 期から第 17 期（平成 24 年 8 月）、営業利益を計上するが、経常損益、当期純損益、営業活動からのキャッシュは、変動幅が大きく、損失計上、負の CFO を計上する期間の方が多くが伺われる。これは、会社の継続性に疑問が在った可能性が高い。
- 8) 日本公認会計士協会は、IT 関連会社の経営破綻、経営破綻に関連して行われていた循環取引が社会経済問題となり会計監査への不信が問題として生じたことから、循環取引等による会計不正に対応するために会計監査人に注意勧告を行っている。
「循環取引等の不適切な会計処理への監査上の対応等について」日本公認会計士協会「会長通牒」（平成 23 年 9 月 15 日）。
- 9) 「報告利益」を基礎（調整）として課税所得が算定されるのであれば、課税所得を増大させキャッシュ支出をとまらう。利益創作はキャッシュアウトフロー（cash outflow）を生じさせる可能性が在る。会社の財務状況に負の効果を生じさせる。

- 10) 循環取引で代金決済を行う場合、取引先への資金繰支援の機能が在る。但し、関与会社が破綻する場合、代金決済が行われない。
- 11) 岡谷鋼機は、2000年から2005年の「有価証券報告書」の訂正報告書を提出している。訂正報告書は、再度、会計監査人の監査を受け、監査証明が付されている。
- 12) 加ト吉の循環取引に関連して訴訟が在る。加ト吉グループの循環取引に関連して、岡谷鋼機（名古屋証券取引所一部上場）は未回収代金の支払を求め東京地裁に提訴している。被告は「売上債権は存在していない」と主張している。
日本経済新聞 2008年2月21日。
同訴訟は、東京地裁で加ト吉（現テーブルマーク）が提訴額の約5割を支払ことで和解している。（「売買代金等支払請求訴訟の和解及び特別利益の計上に関するおしらせ」）
2011年3月22日（岡谷鋼機 IR ニュース）。
また、みずほ銀行は特定目的会社を通じて商社から加ト吉の売掛債権を購入し、未払であった債権の決済を求める訴訟は、大阪地裁で加ト吉（現テーブルマーク）がみずほ銀行に支払ことで和解する。
日本経済新聞 2012年4月7日。
- 13) John R.Graham,Cambell R.Harvey and Shiva Rajgopal.,Value Destruction and Financial Reporting Decisions, *Financial Analysts Journal*,Vol.62,No.6 (2006) ,pp.27-39（「証券アナリストジャーナル」 Vol.46,No.5,34-50頁）。
- 14) 須田一幸・花枝英樹「日本企業の財務報告—サーベイ調査による分析」『証券アナリストジャーナル』 Vol.46,No.5,51-69頁。
但し、経常損益は、企業の資本構成が反映される。経常損益を投下された資本、営業活動に投下された資本の成果指標とすることには疑義は在る。経済的論理としては、成果指標は、投下とその成果の関係で在ることを考えれば経常損益を業績指標とするに不正確な指標となる。
- 15) Carla Hayn.,The information content of losses, *Journal of Accounting and Economics*,Vol.2,No.2,pp.125-153.
David Burgstahler and Ilia Dichev.,Earnings management to avoid earnings decreases and losses,*Journal of Accounting and Economics*,24,pp.99-126.
- 16) キャッシュ創造、特に,CFOを創造できない場合、経営破綻へ至る可能性を示す。CFOが創造できでもない場合、投資活動、財務活動から資本を調達し、会社を維持することは可能で在る。しかし、継続して財務・投資活動から資本（キャッシュ）を資本市場（金融・証券市場）から調達することは困難で在る。
- 17) 現在の CFO（間接表示法）の算定には、一部、営業活動以外項目が含まれる。この故、営業活動から創造されるキャッシュの概算値と考えられる。
- 18) 退職給付、役員退職、棚卸資産等の会計基準に変更が在る。
- 19) Bradfold Cornell and Wayne R.Landsman.,Accounting Valuation:Is Earnings Quality an Issue?,*Financial Analyst Journal*,November/December,2003,pp.24-26.
- 20) 同社を経営破綻に導いた要因は CFO、CFI、CFE、有利子負債構成の関係として捉えられる。
- 21) 同社の場合、経営破綻は CFO と債務構成（営業・有利子負債等）が課題で在った。
- 22) 木村敏夫「報告利益とキャッシュフローの事例分析—キャッシュフロー計算書の分析可能性の再考」『経済科学』（名古屋大学）第59巻第4号,19-35頁。
- 23) K 社の場合、経営破綻前1期に大幅な報告損失を計上する。売上高（収益）に大きな変化はないことから、2期から8期まで報告利益を計上していることから、利益操作の可能性が高い。検証期間の中で CFO

- を創造していた期間は1期で在る。負の創造で在る。
- 24) キャッシュフロー計算書の作成方法として直接法と間接法が在ると理解されている。しかし、理解されているのは、CFOの表示法を指すのであり、キャッシュフロー計算書の作成に関連するものではない。現在、主に財務諸表間の情報から間接的に作成されている。
- 25) 会計監査人は被監査会社の取引事実の証拠として、預金証明等の証憑作成を金融機関に依頼されている。ならば、キャッシュ指標が事実として存在することが裏付けられている。それにも係わらず、会計不正が存在する。キャッシュ指標の応用が不十分で在る可能性が在る。
- 26) 同社は、2007年キリンビール(現、キリンホールディング)の事業会社(12月連結子会社)、2010年12月、キリンビールの完全子会社となる。
- 27) 業績不振から経営破綻に至り、必然的に財務情報を創作することが行われることから、検証する経済的意味は存在しない可能性が在る。
- 28) 日本経済新聞2008年5月30日。
- 29) これらの関係者に対して、株主等から損害賠償訴訟等が提訴されている。
木村敏夫前掲「会計監査人と資本市場の監視機能」。
- 30) 「証券取引等監視委員会」『告発の現場から⑩』(特別調査課)。
- 31) 同四半期報告書の未償還社債3億円は債務不履行となる。
- 32) 日本経済新聞2010年6月10日。
- 33) 東京地裁は会計不正に係わった取締役等に2012年2月29日、実刑の判決を下している。同社の株式発行には、株主等の損害賠償訴訟が提訴されているが、会計監査人、監査役、東証等が訴訟対象で在る。
資本市場を監査・監視する組織体が訴訟対象となった嚆矢事例で在る。
木村敏夫前掲「会計監査人と資本市場の監視機能」。
- 34) 木村敏夫前掲「報告利益とキャッシュ」『経済科学』。
- 35) 同社「社内調査」平成22年8月12日、7-28頁。
同社には、金融庁から不正会計にともなう課徴金が課せられている。
日本経済新聞2011年2月23日。
- 36) 2008年、不良在庫の問題が生じている。
- 37) 同社「当社子会社における不適切な取引について」(平成21年3月19日)。
- 38) 平成21年8月13日提出の訂正有価証券報告書は、同社が2社の子会社が、それぞれ、平成11年11月から平成21年12月、平成11年から平成20年11月まで不適切な取引を行いを説明している。
- 39) キャッシュは操作が困難で在る。しかし、ニイウスコー、オリンパスは、キャッシュフロー、キャッシュ残高をも操作、粉飾している。全社統一行動した会計不正方法は、全ての事実を覆い隠すことも容易で在ることを示す証左で在る。

主な『参考文献』

- AICPA, Reporting of National Commission, *Fraudulent Financial Reporting: 1987-1998*, AICPA, 1999 (鳥羽至英・八田進二共訳『不正な財務報告：結論と勧告』白桃書房1991年)。
- Black Fischer, Choosing Accounting Rules, *Accounting Horizons*, Vol.7, No.4, December 1993, pp1-17.
- Burgstaler David and Dichev Illia, Earnings management to avoid earnings decreases and losses, *Journal of Accounting and Economics*, Vol.24(1997), pp.99-126.

- Carmichael R.Douglas,Using Cash Flow Trends to Identify Risks of Bankruptcy,*The CPA Journal*,September 1997,pp.60-61
- Cornell Bradford and Landsman R.Wayne.,Accounting Valuation,Is Earnings Quality an Issue,*Financial Analyst Journal*,November/December,2003,pp.20-28.
- Eggington, D. A., In Defence of Profit Measurement: Some Liquidation of Cash Flow and Value Added as Performance Measures for External Reporting,*Accounting and Business Research*,Spring,1984,pp.99-111.
- Eggington, D. A.,Cash Flow,Profit and Performance Measures for External Reports:A Rejoinder, *Accounting and Business Research*,Spring,1985,pp.109-112.
- Graham R.John,Harvey R.Campbell,Rajgopal Shiva.,The economic implications of corporate financial reporting,*Journal of Accounting and Economics*,40(2005),pp.3-73.
- Griffiths Ian.,*New Creative Accounting,How to make your profits what you want them to be*,Macmillan, 1995 (近田典行・鈴木裕明訳『クリエイティブアカウンティング』東洋経済新報社,2001年)。
- Lev Baruch.,Corporate Earnings:Facts and Fiction,*Journal of Economic Perspectives*,Vol.17,No.2(Spring),pp.27-50
- Yasuyuki Fukchita,Robert E.Litan ed.,*Financial Gatekeepers:Can They Protect Investors ?*, Nomura Institute of Capital Markets Research ,Brookings Institution Press, 2006 (財団法人東京国際研究クラブ監修、淵田康之、ロバート・ライタン編『ファイナンシャル・ゲートキーパー：投資家を守るのは誰か』東洋経済新報社,2006年)。
- 井上達男「財務悪化企業におけるキャッシュ・フロー情報の優位性」『会計』第167巻第4号,23-35頁。
- 井端和男『黒字倒産と循環取引』税務経理協会,平成21年。
- 霞晴久,中西和幸,米澤勝『架空循環取引』清文社,2011年。
- 木村敏夫「会計監査人交代企業の企業分析(Ⅰ)－交代事由の事例研究－」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) Vol.19.No.1,103-127頁。
- 木村敏夫「会計監査人交代企業の企業分析(Ⅱ)－粉飾、存続、破綻会社の事例研究－」『流通科学大学論集』(経済・経営情報編) Vol.19.No.2,13-34頁。
- 木村敏夫「報告利益とキャッシュフローの事例分析－キャッシュフロー計算書の分析可能性の再考」『経済科学』(名古屋大学) Vol.59,No.4,19-35頁。
- 木村敏夫「会計監査人と資本市場の監視機能－会計不正と訴訟の事例」『流通科学大学論集』(経済・情報・政策編) Vol.21.No.2,1-20頁。
- 佐藤倫正『資金会計論』白桃書房,1993年。
- 柴田英樹『粉飾の監査風土』プログレス,2007年。
- 須田一幸・山本達司・乙正正太編著『会計操作』ダイヤモンド社,2007年。
- 高橋篤史『粉飾の論理』東洋経済新報社,2008年。
- 鳥羽至英「ナナボシ粉飾決算訴訟判決の監査上の意義」『監査役』No.565,38-61頁。
- 浜田康『会計不正－会社の「常識」監査人の「論理」』日本経済新聞出版社,2008年。
- 町田祥弘・松本祥尚編著『会計士監査制度の再構築』中央経済社,2012年。